

官 報

(号 外)
財務省印刷局発行

目 次

〔省 令〕
○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働 一四二)

〔告 示〕

○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件 (厚生労働 二二九)
○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件 (関 二四〇)
○航路標識に関する件 (海上保安庁 一八一)

〔人事異動〕

財務省

〔資 料〕

国庫歳入歳出状況 (平成十二年度平成十三年三月分) (財務省)

〔公 告〕

諸事項
裁判所
公示催告、除権判決、破産、免責関係
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、型式適合認定、土地家屋調査士名簿登録等関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省

令

○厚生労働省令第四百二十二号

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和四十一年法律第九号 第十三条の規定に基づき、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年七月十二日

厚生労働大臣 坂口 力

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則 (昭和四十一年厚生省令第二十二号) の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成八年法律第十五号。以下「平成八年法律第十五号」という。」を「平成十三年法律第十一号。以下「平成十三年法律第十一号」という。」に改め、

第二条第二項第一号中「平成五年四月一日」を「平成十三年四月一日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「平成八年法律第十五号」を「平成十三年法律第十一号」に、「第二項」を「前項」に改め、

同項第一号から第三号までの規定中「平成五年四月一日」を「平成十三年四月一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項各号列記以外の部分中「平成八年法律第十五号」を「平成十三年法律第十一号」に改め、「第三項又は第五項」を削り、同項第一号中「昭和五十四年法律第二十九号」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律 (昭和五十四年法律第二十九号)」に、「平成三年法律第五十五号」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律 (平成三年法律第五十五号)」に、「平成八年法律第十五号」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律 (平成八年法律第十五号)」に改め、同項第三号及び第四号中「平成八年法律第十五号」を「平成十三年法律第十一号」に改め、(同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。)を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「から第五項」を「から前項」に改め、「第二号、第四項第一号及び」を削り、「第五項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第五項とする。

第四条第一項中「第六項」を「第五項」に改める。

様式第一号を次のように改める。

項とする。

様式第一号を次のように改める。

(表 面)

様式第一号 第一条関係

戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書				2-20
戦傷病者等	フリガナ			※ 1 明治 2 大正 3 昭和 年 月 日
	氏 名		生 月 年 日	
	①もとの身分			
②退職時の本籍等				
③請求者	フリガナ			※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 年 月 日
	氏 名		生 月 年 日	
	フリガナ			
住所				
④被相続人	フリガナ			死 年 月 日 平成 年 月 日
	氏 名			
⑤代理人等	フリガナ			※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等 区 分
	氏 名			
	フリガナ			
住所				
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名				
⑥国債受領希望取扱店名				
フリガナ				
⑦国債の償還金の希望支払場所				
⑧平成13年4月1日において受けていた年金たる給付又は同日において受けたことがある一時金たる給付の種類		※01増加恩給 13障害一時金 02傷病年金 31旧令共済組合障害年金 03特例傷病年金 32郵政省共済組合障害年金 04傷病賜金 33日本鉄道共済組合障害年金 11障害年金 34日本電信電話共済組合障害年金 12特例障害年金 41その他()		
⑨平成13年4月1日における障害の程度	項 症 款 症 級	障害の原因となつた傷病の発生年月日	※ 1 昭和 2 平成 年 月 日	
上記により、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。 平成 年 月 日 電話 _____ 氏名 _____ 印				
厚生労働大臣 知 事 殿				

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

記載上の注意

- 1 ※の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 ①の欄は、障害の原因となった傷病の発生当時の身分を、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍軍属（雇員）」、「徴用工」等のように記載してください。
- 3 ②の欄は、もとの身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 戦傷病者等が軍人又は軍属（内地勤務の軍属で旧令共済組合障害年金を受けていなかった者を除きます。）であった場合は、退職時の本籍地
 - (2) 戦傷病者等が徴用工、動員学徒、国民勤労報国隊員、戦闘参加者、国民義勇隊員、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者、内地勤務の軍属（旧令共済組合障害年金を受けていなかった者に限ります。）、防空従事者等であった場合は、初めて障害年金等を請求した当時の居住地
- 4 戦傷病者等の妻の相続人が請求者である場合は、③の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、④の欄にも戦傷病者等の妻の氏名等を記載してください。
- 5 ⑤の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき（1 代理人）
 - (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき（2 親権者等）
 - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき（3 成年後見人等）
- 6 ⑥の欄は、国債の受領を市区町村長に委任した場合には記載しないでください。
- 7 ⑦の欄は、国債の償還金を受け取る場所として郵便局を希望する場合はその局名を、銀行を希望する場合は日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店のうち希望する一つの店名を記載してください。
- 8 ⑧の欄のうち、「41その他」を○で囲んだ場合は、次の給付の中から該当するものを選んで括弧の中に記載してください。

旧陸軍共済組合障害一時金
 旧海軍共済組合公傷病一時金
 旧通信部内職員共済組合傷病給与金又は疾病給与金
 旧逓信共済組合公傷一時金
 旧国有鉄道共済組合公傷一時金又は障害一時金
- 9 ⑨の欄は、たとえば「第3(項症)」（増加恩給等の場合）あるいは「3(●)」（旧令共済組合障害年金等の場合）のように記載してください。
- 10 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の二(表面) 中

死年月日

※ 昭和 2 平成

年月日

死年月日

平成

年 月 日 に改め、同年(裏面) 中 (1) 戦傷病者等が軍人又は軍属(内地勤務の軍属で日本統治地を離れ、かつ、いかなる者を除きま)であった場合は、退職時の本給地令で支給する年金を受けて、(2) 改め。

附則

- 1 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。(経過措置)
- 2 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第十一号)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

告

示

○厚生労働省告示第二三十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二五十五号)第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定め、平成十三年年度以降の年度の補助金等に係る財産に適用し、補助事業等により取得した財産の処分制限期間(平成十二年三月厚生省告示第五五号)は、廃止する。ただし、平成十二年年度以前の年度の補助金等に係る財産については、なお従前の例による。

平成十三年七月十二日 厚生労働大臣 坂口 力

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間
補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二五十五号)第十四条第一項第二号に規定する期間は、次のとおりとする。

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
医療関係者養成確保対策費等補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇年
医療関係者研修費等補助金			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七年
医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構事務費等補助金			飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	四一年
臨床研修費等補助金			店舗用のもの	三九年
医薬品等健康被害対策事業費補助金			病院用のもの	三九年
衛生組織振興強化費補助金			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八年
勤労者退職金共済機構補助金			公衆浴場用のもの	三二年

- 政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金
- 日本赤十字社救護業務費等補助金
- 日本労働研究機構補助金
- 仕事・家庭面立支援関連施設整備費補助金
- 厚生科学研究費補助金
- 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構補助金
- 科学試験研究費補助金
- 政府開発援助結核研究所補助金
- 結核研究所補助金
- 放射線影響研究所補助金
- 医療施設運営費等補助金
- 地域医療対策費等補助金
- 医療施設等設備整備費補助金
- 中毒情報基盤整備事業費補助金
- 歯科保健医療事業費補助金
- 疾病予防対策事業費等補助金
- 保健衛生施設等設備整備費補助金
- ハンセン病療養所費補助金
- 臓器移植対策事業費等補助金
- 骨髄提供者登録事業費等補助金
- 予防接種対策費等補助金
- 水道水源水質情報化推進費補助金
- 血液確保事業等補助金
- 医療施設等施設整備費補助金

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
工場(作業場を含む)用又は倉庫用のもの			工場(作業場を含む)用又は倉庫用のもの	二四年
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接的に受けるもの			工場(作業場を含む)用又は倉庫用のもの	三八年
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの			事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一年
住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八年
飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの			飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三八年
病院用のもの			病院用のもの	三六年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三四年
公衆浴場用のもの			公衆浴場用のもの	三〇年
工場(作業場を含む)用又は倉庫用のもの			工場(作業場を含む)用又は倉庫用のもの	三四年
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接的に受けるもの			塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接的に受けるもの	二二年
その他のもの			その他のもの	三四年
金庫造のもの(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。)			金庫造のもの(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。)	三八年
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの			事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三四年
住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三一年
飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの			飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三一年
店舗用のもの			店舗用のもの	二九年
病院用のもの			病院用のもの	三一年
工場(作業場を含む)用又は倉庫用のもの			工場(作業場を含む)用又は倉庫用のもの	二〇年
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接的に受けるもの			塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接的に受けるもの	三一年
その他のもの			その他のもの	三一年